

産業建設常任委員会会議記録
(条例等審査)

1. 日 時	令和2年9月3日 9時30分開会 令和2年9月3日 14時38分閉会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	吉田知代委員長、栗山泰三副委員長、丹後政俊委員、園田依子委員、大西基雄委員、森本富夫委員
9. 会議に付した事件	<p>議案第64号 丹波篠山市道路管理条例及び丹波篠山市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第65号 丹波篠山市景観条例及び丹波篠山市屋外広告物条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第70号 令和元年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</p> <p>議案第71号 令和元年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</p>

10. 議事の経過	
開会	9:30
吉田委員長	開会宣告
吉田委員長	あいさつ
■日程第2 議案第65号 丹波篠山市景観条例及び丹波篠山市屋外広告物条例の一部を改正する条例	
【主な説明】	
まちづくり部	別紙により説明
【主な質疑】	
丹後委員	今の現行の屋外広告物等で、新条例に不適合となる件数はどのぐらいありますか。
まちづくり部	現在129件申請がありますが、その内不適合の屋外広告物に該当するのは17件となっています。
丹後委員	この改正の趣旨については、本市らしい景観を大事にすること、非常に理解するものですが、ただ現行の条例を適用されていた方にとっては、後で出来た条例の基準が適用され、屋外

広告物の改修に費用もかかることとなります。条例においては、不遡及という大原則があると思います。公共の利益のためであるとは思いますが、広告物の改修または撤去を行う際の2分の1の補助、3年、5年の経過期間を置く等の十分な配慮は出来ているとは思いますが、さらに丁寧に説明、指導いただいで納得して帰っていただけるようお願いしたいと思います。

まちづくり部

基本的には経過措置期間というものがあります。この経過措置期間の中で、広告物につきましては2年ごとに許可の更新が必要となっておりますので、その都度、今回の基準の内容等は説明し、その際に広告物の改修または撤去を行う場合に利用できる補助金についても、説明させていただいて、協力をお願いしていく考えています。

栗山副委員長

今回この条例が上程されていますが、城下町地区、伝統的建造物群保存地区等に対しては、条例で広告物についての規制をすることについて理解できますが、それ以外のインター付近、篠山口駅前地区等の市街地で規制をかけていくというような状況が考えられますが、地域の発展についてのバランスはどう考えておられますか。

まちづくり部

土地利用面で話をさせていただきますと、農地は農地として守るところ、市街地として発展するところといった、地区のめりはりをつけた土地利用計画とさせていただいています。それに、景観計画を定めて、市域全体の中で、本市らしさを調和させた形でやっていこうとしています。市街地と森とか田園とかの地域によって、基準の中身は変えています。景観計画では、本市らしさを求めるという中で、市街地は市街地らしさ、農地は農地らしさというものを進めているという形です。市としては、市街地、田園も全て魅力だと思っていますので、その魅力を最大限高めるための計画で誘導しているということで理解いただけたらと思います。

栗山副委員長

本市の魅力をさらに高めるという意味では理解しますが、城下町地区の近辺、伝統的建造物群保存地区等はそれぞれの趣なりがあり、素晴らしいと感じていますが、一方でインター付近、駅前周辺地区において企業が来て開発行為をする場合に規制が余り強過ぎると発展を阻害することにつながらないか危惧しています。やはり観光客も必要ですが、反面、企業が進出しやすい環境面も

考慮する必要があると考えます。本市全域が一つの網で規制されてしまうと、配慮が少し欠けるというようにも感じており、メリハリをつけた計画も必要ではないかと考えます。

まちづくり部

1 番厳しい規制は、森の区域で大きな看板等は出していただかないよう、次に伝統的建造物群保存地区、歴史地区、都市計画の用途の指定している中で良好な住宅地（住吉台）や国道近くに大きな看板はやめようというようなこと、さとの区域、まちの区域というような段階的な規制となっています。まちの区域であるインターの周辺や駅前あたりは、1 番緩い規制になっています。それでも、本市の特徴として、あまり明るい色の大きな看板が設置されるのは、似つかわしくないのではないかとということで、規制をさせていただき、できるだけ明るさも落としてもらうなどのお願いをする中で、本市の落ちついた色合い、大きさ等を皆さん方に理解をいただきながら進めていきたい。そのことが市のよさ、地域のよさにつながり、会社の利益にもつながるのではないかとということで、今回改正をしたようなところです。

大西委員

今回の条例の改正により、不適格となる対象が17件あるということですが、既存であるものを変えていくのは非常に問題があるのではないかと思います。先程から説明していただいたとおり、一定の規制は必要だと思います。実際に、一般市民からあの看板は派手すぎる、本市にそぐわない等の声が何件か寄せられているのでしょうか。

まちづくり部

頻繁にそういう声が寄せられることはありませんが、年に数件の単位で、黒枝豆の、のぼり旗が建つ時期などは、月に3、4件程、違反広告物に関する問い合わせ等があります。伝統的建造物群保存地区では、まちづくりに関心が高いものですから、ああいふのはどうなのかというような相談を役員の方から個別に受けたりはしています。日本遺産とか景観への意識の高まりとともに、看板についても関心を持っていただいているのではないかと思います。

森本委員

のぼり旗等で景観を害するというので苦情があるということですが、ある程度の期間だけのことではあるかと思うのですが、広告物に該当するのでしょうか。

まちづくり部

もともと県が施行していた条例の基準ですので、県全体でそういうルールになっており、それを継承していますので2週間以内

	<p>の設置期間の短いイベント用、お葬式等でも出される看板は、許可の申請が不要です。</p>
園田委員	<p>選挙の縦看板は、何件か設置していますが、色彩等についても考慮しなければならない広告物に該当するのでしょうか。</p>
まちづくり部	<p>公職選挙法の適用を受けますので、屋外広告物という扱いではありません。しかし、党や後援会の方が年間を通じて掲示されているものは、屋外広告物の対象となります。</p>
大西委員	<p>丹波篠山市になった事を機に大きな看板を、この本市の出入口に立てればどうかという声がありましたが、景観条例や、屋外広告物条例が該当すると、市自身での設置も出来ないような状況になってくると思いますが、その辺についてどう考えていますか。</p>
まちづくり部	<p>公共的な広告物については、許可ではなくて届出になっています。ガードフェンスとか石垣は禁止物件で、一般の広告は絶対設置できませんが公共的なものは設置可能です。例えば高速道路の陸橋に掲示されている横断幕とかは、民間のものは絶対に禁止なのですが、基本的に公共的なものは設置可能です。公共的な広告物は届出してもらえれば設置できるのですが、ただ無原則に設置されると困りますので、それぞれの地域の基準で定めていることを守るような形で設置していただくように協議はさせていただいて、届出をしていただいています。</p>
大西委員	<p>協議をして、その届出が受理されれば看板の設置もできるという理解でいいのでしょうか。</p>
まちづくり部	<p>そうです。</p>
まちづくり部	<p>デカンショの際に、石垣に丹波篠山市と記載のある布で作成された広告物が掲げられたのですが、本来は駄目なものなのですが、公的な機関が実施する部分については届出を出していただき認めています。</p>
森本委員	<p>先ほど市民からの苦情の引用として、黒豆販売ののぼり旗を引き合いに出されましたが違反なのでしょう。</p>
まちづくり部	<p>街路樹に括り付けるなど、禁止物件に設置したようなものについて、指摘をいただくようなケースが多々あります。</p>
森本委員	<p>公共物にくくり付けたり、それこそ電柱等にくくり付けたりするのは当然違反ですが、田畑で杭を打ってのぼり旗を立てているのは、違反物ではないと思っています。</p> <p>今回改正する変更理由を挙げていただいています。少し規制</p>

がきつくなるのではないかと解釈をしています。何か具体的な事例があって、こういう形にしなければ本市の優れた景観を守っていけないということで、今回改正を出されると思いますが、具体的な事例があれば報告をいただければと思います。

まちづくり部

屋上で大きな看板が出たというのが一つの要因になっていますが、改正するまでの間に札幌でも看板の落下事故があり、安全性というのも全国的に問われるようになりました。その後国のガイドラインで、高さ4m以上のものは、専門家に見てもらおうほうが望ましいということになったことから、今回の改正で高さ3mとし、屋上の危険性を回避すべく基準を少し見直しました。伝統的なまち並みの区域では非常に認識が高まってまいりましたので、伝統的建造物群保存地区や歴史地区については、景観が向上するような内容にしています。色と面積を少しだけ見直していきました。面積は、現在建っている建物の規模は、それぞれの街で標準的な建築規模というのがあって、壁面広告でも建物が大きくなれば、当然同じ面積でも目立たなくなりますので、市内での運用実績のもとに、本市では建物はある程度までの規模に限定されていますので面積も大きさに合わせて考えています。それから市街地は7種地域で1番規制が緩和された地域になります。今回の改正では1種から6種の地域まで総量規制（自分の敷地に看板を立てたらそれを足し算して行って全ての合計面積がこれを超えないようにという基準）を行います。これまで許可地域は設けていませんでした。今回は第6種のさとの区域には設け、第7種の市街地には看板が必要な地域と判断して総量規制は設けない形にしています。また面積基準も伝統的建造物群地区ですと、壁面は1枚当たり5㎡以下となります。ところが第7種の市街地ですと1枚当たり30㎡以下ですので、かなり柔軟な内容にはなっているというように私どもは思っています。

森本委員

今回改正によって新たに不適格、遡及対応という措置期間の対応になる件数17件という事ですが、積極的に新基準への移行をお願いしていくという事ですね。現行の条例を設置された際、措置期間を設け、撤去してもらうための補助金も創設し進めておられていたと思いますが、市内には古い大型看板もまだ見受けられるような状況の中、所有者不明というようなこともありました。景観上本市にとっては、規制を強め景観を維持することは大切な

	<p>ことだと思いますが、対応出来ない物件を放置している状況も見受けられますがどう感じていますか。</p>
<p>まちづくり部</p>	<p>市条例が施行された平成26年から令和元年までに、改修等に関する補助金の実績は26件で、既存不適格、違反広告物等を撤去していただいています。ご指摘いただいたように全ての対応が出来てない状況です。この今回の改正に伴い、指導を努めて措置改善をしていく必要があるのではないかと話もしておりますので、それに合わせて取り組んでいきたいと考えています。</p>
<p>森本委員</p>	<p>積極的対応をよろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>吉田委員長</p>	<p>パブリックコメントの件数、内容をお知らせ下さい。</p>
<p>まちづくり部</p>	<p>4月から5月の期間でパブリックコメントを実施しましたが、コロナウイルス感染症の影響があったのかもしれませんが、今回は何も寄せられませんでした。</p>
<p>大西委員</p>	<p>大型の看板については、ある一定の規制を考えているということですが、この看板以外にモニュメント、造り物はどういう括りになっているのでしょうか。</p>
<p>まちづくり部</p>	<p>モニュメント系は全て工作物という形になります。工作物は多様で難しいですが、例えば人形みたいなもので、すぐ商品や固有の店舗等に直結するものは屋外広告物の対象になります。工作物は、景観計画で基準がありますので、その基準で運用しています。それから最近モニュメントが出来ましたが、屋根の上に乗ったような形状になっていますが、前面の駐車場の上のところで、ほぼ建物の高さと同じ程度に収めていただいていますので、突出した規模ではないと判断し届出を受理しています。色についても工作物の基準の範囲内に収めていただいています。</p>
<p>大西委員</p>	<p>今後そういった形で、同様の工作物をつくられる方もおられるかも知れませんので、規制については安全面での規制も関わってくると思います。高い場所に設置してあると、台風等によって、落下する可能性も出てきます。そういう点での規制はないのでしょうか。</p>
<p>まちづくり部</p>	<p>屋外広告物の件ですが、基本的には屋外広告物は定義が法律で決まっております。常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので立看板、張り紙、広告板等が入ってきます。この中でモニュメントは、イメージを伝達することを目的として公衆に表示されたものであれば、そのモニュメントも屋外広告物に</p>

なり、そのモニュメントとそこのイメージが一致しなければ、それは工作物という形になります。その工作物につきましては、建築基準法により許可が必要になってきます。今の御質問のところで、高いものを設置される場合は、安全基準等は、建築基準法によって適用させていくことになります。

栗山副委員長

例えば市街地の区域にある企業が進出したときに、その企業のカラーが、基準に合致しない場合が出てきた際の対応はどうされているのか。本市の全域を一つの網で規制するのではなく、地域エリアごとに分けて規制を行うなどの配慮も必要ではないかと考えていますが、その辺の見解はどうでしょうか。

まちづくり部

コーポレートカラーについては、色彩基準を上回ってしましても、2色までは本市のどの地域も対応できる基準になっています。ただし、使用できる面積要件を場所によって変えています。色を使ってはいけないという事にはなっていませんが、例えばブルーが規制色基準に合っていないと仮定しますと、その看板の全体を占めるのではなく、2分の1や3分の1という面積基準を場所によって決めています。今、新しい基準で想定したのは、文字を反転するような形で背景が余り目立たない色にした上で文字だけをコーポレートカラーにさせていただくという意味で、3分の1等の基準にしています。それから、壁面に使う場合は、例えば建物にラインだけが入ったりする場合は広告物ではなく建築物の色彩となり、ラインに店の名前とか商品名が入ると広告物となります。建物へのラインだけの場合は壁面の色になってきますので、壁面の色彩は、景観計画の景観形成基準で定めています。壁面のラインはアクセントカラーという位置づけになり、ある程度認めていく方向にしています。ただ、2色以下の基準値を上回る3色以上になってくると違反となります。

■日程第1 議案第64号 丹波篠山市道路管理条例及び丹波篠山市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

【主な説明】

まちづくり部 別紙により説明

【主な質疑】

森本委員

今回他市と比較し改正するという説明でしたが、将来を見越して他市より高く設定しているのですか。

まちづくり部 近隣市についても、兵庫県の単価と横並びで合わせてあるような状況になります。同額という形で改正を行いたいと考えています。

森本委員 基本的には県内どこも兵庫県と一律で足並みを揃えるというのが一般的な考え方であるということでしょうか。

まちづくり部 近隣市町を確認しますと、兵庫県と同様という形になっていますが、県下全ての数値までは確認していません。おおよそ兵庫県に合わせて近隣市町等は、同額で計上してあります。

■ 日程第 3 議案第 70 号 令和元年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【主な説明】

上下水道部 別紙により説明

【主な質疑】

森本委員 各積立金も含めて、水道事業会計の長期計画と比較してどういう状況なのでしょう。

上下水道部 令和元年度での利益としては、純利益で2億6千万円余り出ています。これにつきまして、当初の見込みどおりの利益ということで推移しています。今後の給水収益は減少の見込みのため、経費の節減なども含め安定した経営ができるよう取り組んでまいりたいと考えています。

栗山副委員長 長期計画で運営していると思いますが、元年度は2億6千万円の利益があり、これを積み重ねようとしています。5年間の経過はどうでしょうか。

上下水道部 5年間の経過といいますか、給水収益の減少幅がどれぐらいなのかというのを、見込みは立てておりますが、今回のコロナのような状況が今後どうなるかというのもわかりかねるところが実際あります。ただ今のところ、計画どおりで推移をしております。黒字が出ているので、料金が高いという話にもなろうかと思っておりますけれども、実際に料金収入で経費が賄えているかというところではないのが現状で、一般会計からの繰入金で何とか黒字となっているという状況です。今後の繰入金がどのような推移になるかというところも、状況を見ながら経営に取り組んでまいりたいと考えております。

■ 日程第 4 議案第 71 号 令和元年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金

の処分について

【主な説明】

上下水道部 別紙により説明

【主な質疑】

栗山副委員長 利益について今1億5千50万円と報告を受けましたが、将来的には既設の下水管の改修工事も控えていますので、このように資金を積立てていくしか方法はないかと思いますが、国からの支援等受けることができるのであれば、最大限に活用することが大事だと思いますので、情報収集いただき適切な対応をお願いしたい。

■表決

議案第64号 丹波篠山市道路管理条例及び丹波篠山市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第65号 丹波篠山市景観条例及び丹波篠山市屋外広告物条例の一部を改正する条例

議案第70号 令和元年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第71号 令和元年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

—討論なし・全員賛成で可決—

吉田委員長 委員会の審査報告については、委員長に一任願いたい。

—異議なし—

■議員協議

吉田委員長 それでは、本日の審査での質疑や議員協議の内容、並びに審査結果をもって、第121回長月会議最終日に委員会の最終報告を行いたい。最後にその報告にあたって、報告すべき事項等、意見はないか。

意見無

吉田委員長 委員会の審査報告については、委員長に一任いただきたいが、

異議はないか。

異議なし

■その他

栗山副委員長 あいさつ

閉会 14:38